７ 輸 国 第 4955 号
関税割当公表第 83 号の２

令和８年度のこんにゃく芋の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第６条の規定に基づき、こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和８年４月１日

農 林 水 産 省

記

第１　割当対象物品、割当数量及び通関期限

１　割当対象物品　　こんにゃく芋（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第１第 1212.99 号に規定するもの）

２　割当数量＜注＞

(1) 沖縄県に仕向けるもの	250 トン
(2) (1) 以外の地域に仕向けるもの	17 トン
合計割当数量	267 トン

３　通関期限　　令和９年３月 31 日

第２　その他

関税割当申請書の提出先及び提出の時期、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和８年度のこんにゃく芋の関税割当てについて（令和８年３月 11 日付け７輸国第 4686 号関税割当公表第 83 号）によるものとする。

＜注＞　本公表に基づく割当ては、荒粉換算数量により行うものとし、荒粉換算数量は、生芋数量に 0.158 を、精粉数量に 1.761 を乗じて得た数量とする。